



# 長野県報

12月3日(月)  
平成30年  
(2018年)  
第3031号

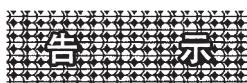
## 目 次

### 告 示

- |   |   |
|---|---|
| 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）               | 1 |
| 長野県看護職員修学資金貸与規程による修学資金の元利償還金の収納事務の委託（医療推進課） | 1 |
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（6件）（森林づくり推進課）      | 1 |

### 公 告

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 保安林の皆伐面積の限度（森林づくり推進課）                | 3 |
| 土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請結果の決定及び縦覧（農地整備課） | 3 |
| 開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）         | 4 |
| 長野県教育委員会表彰等規則に基づく表彰（教育政策課）           | 4 |



医療推進課

### 長野県告示第631号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。  
平成30年12月3日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
東口病院	長野市栗田356-1	平成33年12月6日

医療推進課

### 長野県告示第632号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）第1条に規定する修学資金（償還がされていない修学資金のうち別に指定するものに限る。）の元利償還金の収納の事務を次のとおり委託しました。

平成30年12月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 受託者の所在地  
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 2 受託者の名称  
ニッテレ債権回収株式会社
- 3 委託期間  
平成30年11月1日から平成31年3月31日まで

### 長野県告示第633号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
長野市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
長野市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第634号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月3日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野市(次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

**長野県告示第635号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月3日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南佐久郡川上村(次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び川上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

**長野県告示第636号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月3日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡辰野町(次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

辰野町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

**長野県告示第637号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月3日

長野県知事 阿部守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡泰阜村(次の図に示す部分に限る。)

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

## 長野県告示第638号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年12月3日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上高井郡高山村（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

高山村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

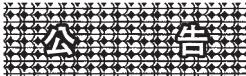
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課



## 公告

平成30年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

平成30年12月3日

長野県知事 阿部 守一

同一の単位とされる保安林の所在地	保安林の種類	皆伐面積の限度
千曲川上流(南佐久郡、北佐久郡、小諸市、佐久市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	ha 2,062.26
	土砂流出防備保安林	86.85
千曲川中流(小県郡、上田市、東御市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	1,434.20
	土砂流出防備保安林	60.66
千曲川下流(埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	1,986.31
	土砂流出防備保安林	333.02
天竜川上流(諏訪郡、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,229.15
	土砂流出防備保安林	590.11

天竜川中流(下伊那郡、飯田市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	3,213.70
	土砂流出防備保安林	880.76
木曽谷(木曽郡)	水源涵養保安林 干害防備保安林	3,316.88
	土砂流出防備保安林	272.29
中部山岳南部(東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	2,186.06
	土砂流出防備保安林	775.68
中部山岳北部(北安曇郡のうち池田町、松川村、大町市)	水源涵養保安林 干害防備保安林	219.36
	土砂流出防備保安林	119.60
姫川(北安曇郡のうち白馬村及び小谷村)	水源涵養保安林 干害防備保安林	348.90
	土砂流出防備保安林	75.92
諏訪郡富士見町立沢字碑ノ底4048 ハの27ほか4筆	防風保安林	0.08
諏訪郡富士見町境字甲六110の1 ほか6筆	防風保安林	0.16
下伊那郡平谷村字合川403の19	防風保安林	0.08
下伊那郡根羽村字ブナ立3370の22 ほか1筆	防風保安林	0.04
北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字 八ヶ野709ほか3字10筆	保健保安林	6.90
上田市下之郷字紅平816の2ほか1 大字1字10筆	保健保安林	3.82
上伊那郡辰野町大字澤底字穴山 1361の16ほか6筆	保健保安林	3.94
下伊那郡阿智村清内路3000の1ほ か1筆	保健保安林	0.40
飯田市上村字ホッタ沢入979の54 ほか3筆	保健保安林	0.50
松本市大字入山辺字山辺山北側 8961の1681	保健保安林	3.30
安曇野市明科光2573の3ほか1大 字36筆	保健保安林	12.58
東筑摩郡筑北村坂井字氷室沢8395 ほか8字54筆	保健保安林	11.84
東筑摩郡山形村字清水高原7598の 129ほか2字25筆	保健保安林	8.78
安曇野市豊科光1214ほか1大字19 筆	保健保安林	3.28
長野市大字上ヶ屋字麓原2471の84 ほか1筆	保健保安林	1.00
長野市篠ノ井塩崎字猪平797の1 ほか1大字1字4筆	保健保安林	0.56
下高井郡山ノ内町大字平穂7148の 31ほか1字2筆	保健保安林	16.14

森林づくり推進課

## 公告

筑北村によるくるみ沢地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成30年12月3日

長野県松本地域振興局長 小野 浩美

## 1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 2 縦覧の期間